

平成29年第3回辰野町議会定例会会議録(16日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催年月日 平成29年3月16日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田清	2番	根橋俊夫
3番	向山光	4番	中谷道文
5番	山寺はる美	6番	堀内武男
7番	篠平良平	8番	小澤睦美
9番	瀬戸純	10番	宇治徳庚
11番	熊谷久司	12番	垣内彰
13番	成瀬恵津子	14番	宮下敏夫

5. 会議事項

日程第1 議案第15号 辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第26号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第3 議案第27号 債権の放棄について

日程第4 議案第1号 平成29年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、
14. 予備費

議案第2号 平成29年度辰野町上水道事業会計予算

議案第3号 平成29年度辰野町簡易水道特別会計予算

議案第4号 平成29年度辰野町公共下水道特別会計予算

議案第5号 平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予

算

- 議案第 6 号 平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
議案第11号 平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第 5 議案第 1 号 平成29年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10教育費
議案第 7 号 平成29年度辰野町国民健康保険特別会計予算
議案第 8 号 平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第 9 号 平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
議案第10号 平成29年度町立辰野病院事業会計予算
議案第12号 平成29年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第20号 平成28年度辰野町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 7 議案第21号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 8 議案第22号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 9 議案第23号 平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第10 議案第25号 平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第11 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第12 追加提出議案の審議について
議案第29号 辰野町道路線の認定について
- 日程第10 議員提出議案の審議について
発議第 1 号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書の提
出について
発議第 2 号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組

織犯罪処罰法改正案に反対する意見書の提出について
発議第3号 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、
核廃絶の平和外交の推進を求める意見書の提出について
て

日程第11 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
こども課長	武 井 庄 治	会計管理者	宮 原 修 二
住民税務課長	赤 羽 博	保健福祉課長	守 屋 英 彦
建設水道課長	小 野 耕 一	生涯学習課長	原 照 代
税務担当課長	伊 藤 公 一	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第6番	堀 内 武 男
議席 第7番	篠 平 良 平

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同、起立)礼。(一同、礼)

○議 長

西の山には、まだ残雪が見えますが三寒四温と申しますとおり、このところ暖かな日が続き春の訪れを感じる本日、3月定例会最終日を迎えました。

定足数に達しておりますので第3回定例会第16日目の会議は成立いたしましたし

た。本日、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第15号、辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。日程第2、議案第26号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。日程第3、議案第27号、債権の放棄について。以上、3議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

それでは、総務産業常任委員会の審査結果を報告いたします。最初に、議案第15号、辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、審査結果を報告いたします。3月10日午後4時20分から総務産業常任委員会室において、委員全員、及び担当課長等出席のもと慎重に審査を行い、また3月14日には午後4時30分から現地に出向き、関係課長同席のもと施設を調査し、指定管理者の一般社団法人、TUG BOATの役員に参考人として参加を求め審議をいたしました。以下、その概要を報告いたします。本議案は、平成28年3月末に閉館となった観光情報センター「パルティス」を地域活性化センターとして新たに運営するために提案された条例であります。質疑では、「コワーキングスペースとはどういう意味か。どのような利用形態化か」との質問に、「コワーキングスペースとは、小規模の事業者が独自の事務所を設置する余裕がない場合や、事務所はあっても他の事業者等と交流しながら仕事を進めたいときに利用できるスペースで、施設の辰野駅側の部分を予定している」との答弁でした。「使用料が高めであるがその理由は」との質問に「仕事に使用するということで、他の施設の利用料と区分して設定した」との答弁でした。「町民や企業、あるいは創業を希望する者などが相談に来た場合の使用料はどうか」との質問に「その場合は無料となる」との答弁でした。最後に「相談等の場合は無料であるとの運用について

は、文言で明示すべきではないか」との質問に「協定書に明示をしていきたい」との答弁でした。ほかに質疑はなく採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。次に、議案第26号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についての審査結果を報告いたします。審査内容、審査の時間、場所は先ほどと同じであります。本議案は平成28年3月末に閉館となった、観光情報センター「パルティス」が地域活性化センターとして開館するにあたり、一般社団法人、TUG BOATを指定管理者として指定するために提案された議案です。質疑では、「指定管理者の業務の中には、創業の指導や企業の経営改善などの内容があるが、TUG BOATでそのような業務を遂行できるのか」との質問に対し「そうした業務は町商工会で対応しているので、商工会と連携する中で業務を行うよう指導して対応したい」との答弁でした。「指定期間が3年であるがその理由は」との質問に「次期指定管理者の選択肢を広げるために、終了期間を他の施設の指定期間と揃えた」との答弁でありました。最後に「施設に常勤する者は資格のある役員なのか」との質問に「役員ではない者を雇用する予定である。資格はないが、役員の指導により円滑に業務が遂行できると考えている」との答弁でした。他に質疑はなく採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。最後に、議案第27号、債権の放棄についての審査結果を報告いたします。3月13日午後2時から総務産業常任委員会室において委員全員、及び担当課長等出席のもと、慎重に審議いたしました。以下、その概要を報告いたします。本議案は地方自治法第96条第1項第10号の規定により、上水道事業会計において水道料金滞納分の内、徴収不能となった料金債権について不能欠損処理を行うために提出されたものです。質疑では、「No. 23のケースで不能欠損理由が本人死亡、競売中漏水分となっているが、漏水分以外の使用分はどうなっているのか」との質問に「漏水分を含めた全部の水道料であり、債権金額は確定している」との答弁でありました。他に質疑はなく採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会における審査結果は以上であ

ります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第15号、辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号、辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第26号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号、辰野町公の施設の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第27号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第4、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費。議案第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。以上、7議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(根橋)

それでは平成29年度予算関係議案に対する、総務産業常任委員会の審査内容を報告いたします。本定例会初日に当委員会に付託されました、平成29年度予算関係の議案、議案第1号から議案第6号までの6議案と議案第11号についての審査状況を報告いたします。3月10日午前8時58分から、全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと、町長、副町長、住民税務課長、及び、まちづくり政策課の課長、課担当者から歳入全部についての説明及び質疑を行い、同日午前11時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席し、町長、及び関係課担当者職員出席のもと、歳出についての審査を行いました。また、翌日の3月11日は午前9時から総務産業常任委員会室において委員全員出席し、副町長、及び関係課担当職員出席のもと、慎重に審査を行い、3月14日には午前9時から4ヶ所について現場調査を実施いたしました。以下、質疑を中心にその概要を

報告いたします。議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算に関する審査結果を報告いたします。質疑では、歳入については3月10日の合同委員会における質疑は省略をいたします。その後の当委員会の審査では、他に質疑はありませんでした。歳出の内、議会費については、特に質疑はありませんでした。なお、29年度は、伊北議員研修会の開催について辰野町が当番ということで、そのための予算が含まれております。総務費については「マイナンバー制度における個人情報の保護体制が不十分ではないか、秘密保持についての対策は」との質問に対し、「番号が見えないように対応しているし、本人確認は顔写真で行っている」「保管庫にて管理をしている」との答弁でした。「マイナンバーの交付が進んでいないようであるが、役場で写真を撮るとか、役場に来なくてもできる制度をもっとPRするべきではないか」との質問に「29年7月頃、町内に2台の専用機械が設置される予定であり、うち1台は写真も撮れる機械であるのでPRをしていきたい」との答弁でした。賦課徴収事務費に関して、「土地評価事務取扱要領の作成が計画されているが、何のために作成するのか」との質問に「近年評価に対する訴訟が増加し、独自のきめ細かい基準が必要となっている」との答弁でした。総務管理費に関して、「職員研修の内容は」との質問に「人事評価、人事評価にかかわる職員、行政不服審査法改正、メンタルヘルスの4つの内容で実施をしたい」との答弁でした。防災事業費に関して「LED投光器購入の内容は」との質問に対して「LED投光器と発電機がセットになっているものを10基購入予定である」との答弁でした。企画費に関して「よりあい事業補助金について、全ての区が取り組んでいるわけではないようであるが、課題は何か」との質問に「28年度は17区中12区が実施した。全ての区で取り組めるよう区長会等で説明をしていきたい。情報交換を行うなど未実施区に対しては、働きかけ強めたい」との答弁でした。企画費に関して「まちづくり委員会はマンネリ化しているのではないか」との質問に「28年度は開催しなかったが、必要に応じて開催できる体制をとっていきたい」との答

弁でした。地方創生推進交付金事業に関して「ほたるのまち推進補助金の内容は」との質問に「よりあい事業とは別に10万円を限度として、17区を対象にホテルの増殖等の事業を予定している」との答弁でした。公共交通事業に関して「昨年の議会報告会で、デマンドタクシー制度の見直し等の意見があったが、今後の運営についての見直しの考えは」との質問に「県のアドバイザー制度を活用して検討をしていきたい」との答弁でした。衛生費の内、水道費については、特に質疑はありませんでした。農林水産業費については、「地域おこし協力隊の報償予算が総務費や商工費にもあるが、全体では何人か。どのような役割を担うのか」との質問に「全体では4人で、それぞれの任務は異なっている。農業振興費では特例制度を活用して、6次産業化に取り組んでもらうことになっている」との答弁でした。上伊那鳥獣害対策協議会事業の内、「サル対策の檻はどこに設置をするのか」との質問に「要望により、小野と川島に設置する予定である」との答弁でした。「アメリカシロヒトリ対策噴霧機の導入は良いと思うが、借りた人の管理責任についてはどのように対応するのか」との質問に対して「責任がルーズにならないよう対応したい」との答弁でした。「松くい虫対策における枯損木処理について、地域住民の協力を求めて効率的に対応するシステムを構築したらどうか」との質問に対し、「参考にしたい」との答弁でした。「有害獣のうちシカの捕獲が減少したと聞いているが、絶対数が減少したのか」との質問に対し「減少したというより、シカが学習して捕獲がしにくくなっていると考えている」との答弁でした。商工費については、信州フューチャーセンターに関して「創業や企業診断は町商工会が実施しており、指定管理者が予定されているTUG BOATにはその業務はできないのではないかと。町が全体の業務をコーディネートすべきではないか」との質問に「TUG BOATはインターンシップのノウハウを持っているので、それぞれの役割を果たしてもらうよう行政で対応していきたい」との答弁でした。中央アルプスジオパーク構想に関して「三級の滝、蛇石、硯についてはどのように位置づけられてい

るのか」との質問に、「硯は計画に入ると思うが他は難しい面があると考えている。鍋倉山は計画に入る予定である」との答弁でした。土木費については、除雪機補助金について「複数配置は認めるのか」との質問に対し「区の実情に違いがあるが、補助の要件に合えば認める」との答弁でした。中央のイチョウ並木に関して、「伐採したあと歩道の整備はどうするのか」との質問に対し「並木通りについては、交付金事業の大型事業により直していきたいと考えている。そのとき植栽全体についても見直したい」との答弁でした。定住促進奨励金に関して「40歳以上でも中学生の子ども一人いれば10万円助成となっているが、晩婚化の現在、見直しをしていく考えはないか。また、事業主や町外にもっとPRしていくことが大切と考えるが」との質問に対し、「企業の募集の際に知らせている。年齢見直しの問題は今後の課題と考えている」との答弁でした。駅前街並み環境整備事業について、「土地区画整理事業は実施しなくても良いのか」との質問に「土地区画整理事業実施しなくてよい。地域住民の要望に沿った新たな計画を策定をしていきたい」との答弁でした。「景観計画策定業務に関してどのような内容の計画か、また上伊那全体との広域連携はどのようなになっているのか」との質問に「上伊那では辰野町が最後である。主要道路などで看板の高さや形、色彩などを規制し上伊那として統一の取れた景観とするため、平成32年度までに策定する計画である」との答弁でした。消防費について、特に質疑はありませんでしたが、消防団の活動について消防署との連携強化をするよう要望が出されました。災害復旧費、公債費、予備費については、特に質疑はありませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全部及び歳出のうち当委員会に付託された部分につきましては、特に異議はなく全会一致により可決すべきものと決しました。次に議案第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計予算の審査について報告をいたします。質疑では、「有収率の向上対策の成果はどのようなになっているか」との質問に対し「平成26年から幹線の漏水調査を実施している。28年度は500万円で59キロメートル調査し、22ヶ所の

漏水を発見した。推定、1時間当たり22立方メートル漏水しているとすると、年間19万7,000立方メートルとなり、年間3,500万円の損失となる。調査に500万円、対策に550万円かけても効果があると考えている」との答弁でした。他に質疑はなく採決の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。次に、議案第3号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計予算の審査について報告いたします。簡易水道については、「平成31年度から企業会計に移行することが国から求められているが、人口3万人以下の市町村は努力義務とされている」との説明がありました。他に質疑はなく採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第4号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計予算の審査について報告をいたします。質疑では、委託料に関して「固定資産台帳移行後データ整理業務はいつまでかかるのか」との質問に対し「28、29、30年度の3ヶ年で完了する」との答弁でした。次に「下水道に流入する不明水についてどのように調査をしているのか」との質問に対し「管理点検業務で対応をしている。不明水は右肩上がりで増えているのが現状である」との答弁でした。他に質疑はなく採決の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。議案第5号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算の審査について報告をします。質疑は特になく、採決の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。議案第6号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算の審査について報告をします。質疑では、「沢底地区の公共下水への統合はいつごろになるのか」との質問に「平成32年4月1日が目標である」と答弁でした。「統合後の処理施設の後利用はどうなるのか」との質問に「防災倉庫としての利用などを考えている」との答弁でした。採決の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。最後に、議案第11号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算の審査について報告をいたします。質疑は特になく採決の結果、全会一致により可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会付託されました平成29年度予算審査に関する審査結果は、以上の

とおり、7議案全て可決すべきものと決しました。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第5、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費。議案第7号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成29年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計予算。以上、6議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（堀内）

平成29年度3月定例会の予算審査委員長報告を行います。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました予算関連議案は、議案第1号、歳出の内、民生費、衛生費、教育費であります。また特別会計予算につきましては7号、8号、9号、10号、12号の6議案であります。去る10日、13日の両日、委員全員出席し、町長及び副町長、並びに担当課職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、順を追って審査の結果を報告いたします。第1号議案、辰野町一般会計予算、歳出の内民生費については、当年当初予算に比較し7.1%の増額となっています。社会福祉事務における24時間電話健康相談事業は平成29年度で3年間の委託契約が終了しますが、前年比100件増の516件の相談があり、活用頻度が多い状況だと報告がありました。福祉タクシー・バス扶助費は対象を75歳から80歳に見直し、平成28年度311人に7,414枚交付し、本年度も同額を計上するとのことです。保健福祉センター「ぬくもりの里」JA介護事

業終結に向け、後利用のために渡り廊下、防火扉固定工事を計画しております。有効活用のための施策について町長に要望を提出いたしました。ファミリーサポートセンター事業を4ヶ月児から小学校6年生までの子どもを対象に家庭の支援を行いますが、社協が担当し10月より運用を開始します。その間、協力員の教育と登録を行い対応しますが、保育ができ、町内在住で自宅で預かることができ、長時間の教育を受けなくてはならず、人員確保がかなり難しいとのことでした。保育園運営事務では常勤職員52人に対して、一般職非常勤職員が延べ90人と多い状態が続いていますが、延長保育希望者が476人と多く、また未満児が増えており、延長保育士確保が難しい状態ですが、要望に応えるべく対応するとのことです。なお保育園の耐震化事業は全園で終了しました。次に衛生費について報告いたします。前年当初予算に比較して、10%の大幅増額になっております。当事業は保健衛生、環境衛生、診療所事業、町保健対策推進事業、健康増進事業、訪問看護事業、塵芥処理事業が含まれます。生ごみ処理機助成金額が2万円から2万5,000円に増額し、総枠を25件から20件に減らし前年との金額に合わせております。購入メリットを上げるとともに、ごみの減量に寄与する効果があると思います。診療所事業は町立辰野病院に補助金及び出資金として5億220万円が繰り入れされ、繰入率は17.1%で長野県の公立18病院中5位の高い繰り入れです。ちなみに伊那中央病院は6.7%の繰り入れとのことでした。聖地管理においては無縁仏の撤去費が計上されていますが、「伊那市が計画しているように将来的に考えて集合墓地の検討が必要である」との意見が出され、「今後検討していきたい」との答弁でした。なお、歳入全体説明会で聖地管理手数料における過年度分請求の仕方に対する質問がありました。請求文章を本年1月時点で41人、内、過年度のみは17人に対して発送し、徴収を促しております。その結果、3月の3回目の請求時には27人に減少し、内、過年度分は7人となり約60%が改善されたと報告されております。ちなみに滞納金額は総額で13万2,000円だそうです。町保健対策推進事業として

乳児のフッ化物塗布事業を親子で受けられるということを計画が来年度より実施されます。塵芥処理事業におきましては辰野町内にリサイクルステーションを民間主導で2ヶ所程度を設置したいという形で資源の有効活用につなげる計画とのことをございます。次に教育費について報告いたします。前年当初予算に比対して3%の増額予算です。教育費は学校管理、教育振興、公民館、青少年健全育成、美術館管理運営、文化財保護、埋蔵文化財発掘事業、町民会館管理運営、保健体育、スポーツ公園管理の各費用を包含しております。辰野中学校普通・特別教室棟大規模改造設計計画委託設計を計上しており、現場を確認しましたところ、建物の老朽化や危険箇所、雨漏り箇所が多く、早急な工事着工の必要性を認識いたしました。学童クラブは西小、東小、南小等275名の申請があり、長期休みになりますと25%増となるため、場所の確保と支援員の確保に苦慮しているのが現実です。改善に向け町長に要望として提出いたしました。公民館運営事業において「8月に行われる成人式の式典が当事者と町関係者のみで行われていて寂しい感があると。将来の辰野町を背負っていく門出を家族、町民で祝うことも必要ではないか」との意見が出されました。図書館管理運営事業は開館35周年を迎える中、大きな管内修理がほぼ完了しました。開館日数は307日で県下ではトップレベルだそうです。新刊は要望により審査し年間約3千冊を購入しており、総在庫数は約7万冊で増加分は図書館祭り等、希望者に譲渡し除籍しているため大幅な増加はないとのことです。「たつの新聞」「信濃毎日新聞」等は永久保存しており貯蔵スペースは年々増加しているので、データ化は検討しているとのことです。美術館は、開館40年を迎え老朽化が進んでいます。積雪、雨水落下対策として北側大屋根改造工事を計画しております。屋根が全体的に老朽化しており継続改修が必要に思われます。建物の景観を損なわないような施工を望む声があります。また特別展事業として住民参加型のペットの写真展を計画したいとのことでした。来館者は年間6,000人後半で、2週間の雛祭りでは3,300人が訪れ盛況であったとのことでした。ス

スポーツ公園管理事業は前年並みの予算ですが、「ウォーターパーク事業に合わせた園内整備が必要であり、その予算計上が見えない」との指摘がありました。「支障木等の処理費を包括して活用するとし、整備を行う」との回答です。以上、本定例議会、福祉教育常任委員会に付託された平成29年度一般会計予算は全て委員全員一致で可決すべきものと決しました。続いて特別会計予算について報告いたします。議案第7号、平成29年度の辰野町国民健康保険特別会計は、前年当初予算に比較して4.8%増額になっています。歳入は平成27年度医療費に関する前期高齢者負担金が大幅な増額が見込みになったため、基金の取り崩しを行わない予算となっております。そのため予備費にも4,000万円を計上する予算となっております。しかし、高額ながん予防薬品使用が予測され、一般被保険者療養給付費は年々増加の一途をたどっており、予断を許さない状況との説明でした。基金残高は年間28年度繰り入れが計上されており、現在確定していないため残高は未定とのことですが、ちなみに28年度当初予算に対しては残高、8,937万円が計上されておりますが、本年度、28年度大幅な減少が予測されているとのこと。医療費を抑制するために保健福祉課の保健師さんと連携を取りながら活動を推進して効果につながっていますが、結果に基づくクイックリーな活動を展開するためには国保自体に従来のように独自の保健師を要する体制も必要であるとの見解が出されました。29年度保険税は据え置く予算となりますが、30年度の都道府県財政運営移管を見据え、30年1月、県からの提示を受け審議会で検討を行い、答申を行うとの考えでした。続きまして、辰野町国民健康保険診療所特別会計予算について述べます。前年当初予算に対して0.6%増になっています。第一診療所と川島診療所が該当し、担当医師の高齢と看護師の対応が厳しい中で運用しております。29年度は診察日をおのおの週1回の診察にし対応するとのことでもあります。また国保会計からの繰り入れも70万円行ない対処するとのこと。患者数は減少の一途をたどっており、新規の患者も見込めず、今後の運用については医師、看護師さんの頑張りのみ

が現状では頼りであるという形だと思えます。続きまして、辰野町後期高齢者医療特別会計予算について述べます。前年当初予算に比較して2.3%増額となっております。長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、町は保険料の徴収及び資格の得喪手続き等の窓口業務行っております。税率は長野県同一であり、29年度まで変更がないとのことですが現役世代が40%を負担しております。普通徴収保険税、つまり個人からの直接徴収率を上げる活動を展開するとのことでした。続きまして、平成29年度町立辰野病院事業会計予算につきましては、前年当初予算に比較して病院事業収益の収入は1.8%の減収となり、入院患者は増加が見込まれますが、医師の変動により外来患者の減少が大幅な要因となっております。支出は2.6%の減額となっておりますが、材料費、減価償却費の減、旧辰野病院の後処理経費が終了したことにより減額となっております。医師確保に向け、信大、人材バンク、諏訪日赤等々いろいろのチャンネルでアプローチしていますが、医師不足の解消の見通しは非常に厳しい状態にあるとの報告です。他会計負担金収入が約1,000万円増加していますが、その要因は緊急医療確保等による病床数が2床から3床に変更になったための、一般会計からの繰入金増額とのことでした。また、薬品代は3,000万円余減少していますが、院外薬局の協力によるものでありジェネリック医薬品導入の検討も進めるとのことです。防犯カメラを7箇所に設置しているとのことですが「駐車場への設置の考えはないか」の問いについては「駐車場は全て個々の責任で管理をお願いし、院内に今後も増やしていきたい」との考えでした。透析の状況につきましては現状で目いっぱいであり、要望があるんですが増やすことは難しいとの状況でした。奨学金による看護師確保制度が行われておりますが、現在も3人が勉強しており、その中で高齢者の受講者もあるとのことでした。病床数削減の動きに対応するために、病床稼働率を77%死守すべき推進を行うべく、一丸となつての推進を図る意気込みを感じました。続きまして、平成29年度辰野町介護保険特別会計予算です。前年当初予算に比較して3%減額に

なっています。歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金等全体的に減収となっています。歳出に対して「趣旨普及費とは何か。また40%減となっているが低減内容は何か」との問いに、「需要費としての介護保険事業PR用パンフレット印刷製本費であり、補填用増刷により前年より減額となっている」とのことです。「介護のサービス給付費が約1億円減少しているが、その要因は何か」に対し、「福寿苑におけるステイ用10床、ショートステイ用20床分が未稼働のため減額である」とのことでした。「特養の入所状況は」の問いにつきましては「管理は広域で行っており、介護度3以上が入所できます。待機者は45人だが月に2床くらい空きが出ます。老健は余裕がありますが費用が高いためかたくりの里への要望が多い」とのことです。今後、稼働される福寿苑の関係の10床につきましては、辰野町への割付は6割が見込めるという形の状況のようでホーム事業は安定してきている状況とのことでした。介護予防・生活支援総合事業委託料が増加しており、「その内容は」の問いについては、「総合事業『結』『あゆみ』の事業拡大によるもの」との回答でした。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託された29年度5特別会計予算は全て委員全員一致で可決すべきものと決しました。なお、3月14日、泉水医師住宅解体工事、美術館2階屋根軒先改修工事、辰野中学校普通・特別教室棟大規模改造設計委託、中央保育園、庭園通路ゴムチップ舗装工事に対する4ヶ所の現場視察を行いました。担当職員立会の下、説明を受け計画の必要性を確認いたしました。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託された予算議案につきましては慎重に審議した結果、全て全会一致で可決すべきと決しました。全議員の賛同をいただきたく可決下さいますようお願い申し上げます。なお、先ほど申しました委員会審査における町長に対する要望事項が2件を出しましたので申し上げます。1つは、ぬくもりの里介護事業終了に伴う建物の有効活用について。2件目は、学童クラブの施設増設と支援員確保について。2件について要望を申し上げます。町長の考えをお伺いしたいと思います。以上をもちまして

委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただ今の審査結果報告の中に要望事項等がありましたので町長より答弁を求めます。

○町 長

福祉教育常任委員会の方から要望事項をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。1点目、ぬくもりの里介護事業終了に伴う、建物の有効活用についてでございます。この施設のですね活用方法を組織、検討組織を明確にして推進方法と合わせて検討を行い、早期に切り替えができるようにということでございます。この検討につきましては副町長を長とする庁内の保健福祉医療連絡会をプロジェクトチームとして後利用の基本方針と推進方法の検討を始めておりますので、それを参考にしてですね早期に切り替えができるような方向をこれから検討してまいりたい、こんなふうに思っています、。

2点目でございますけれども、学童クラブの施設の増強と支援確保についてでございます。現在の3つの学童クラブについて施設が手狭であるということ、老朽化しているということ。それから施設を支えていただいている支援員の確保が厳しいということでございますので、その推進についてご要望をいただきました。施設につきましては、手狭で預かる子どもたちの安全面でも限界であろうと、こんなふうに感じておりまして、施設の新築、移転、改修、リニューアルなど、効率の良い補助金、交付金等の情報を収集しながら研究、検討をしてみたい、こんなふうに思います。また、支援員の方々でございませけれども、欠くことのできない存在でございまして、常に子どもたちとの関わりを持ちたい方、支援をしたいと思う方の応募を待っております。

多くの方に関心を持っていただいて適任の方の、友人等ありましたらご紹介いただけるようお願いをして、これからもそういった所の持続に努めてまいりたいと、こんなように考えております。以上です。

○議 長

次に、委員長報告の行われました日程第4、議案第1号から日程第5、議案第12号までについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第7号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成29年度町立辰野病院事業会計予算。議案第11号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計予算。以上、11議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は、原案可決であります。委員長報

告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第12号につきましては、委員長報告のとおり可決されました。日程第6、議案第20号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第20号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第21号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第21号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成28年度辰野町公共下水道特

別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第22号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第22号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第23号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第23号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。日程第10議案第25号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第25号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第25号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は3時5分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 52分

再開時間 15時 5分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第11、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、請願第1号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願。請願第2号、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願。陳情第3号、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情。以上、3件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

総務産業常任委員会における請願、陳情の審査結果を報告いたします。本定例会初日、当委員会に付託されました請願第1号、請願第2号、陳情第3号についての審査結果を報告いたします。3月14日午前10時30分から、総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、そ

の概要を報告します。請願第1号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願について報告をいたします。審査の冒頭、紹介議員の向山光議員からの趣旨説明があり、県知事、県市長会長、県町村会長三者連名による防衛大臣及び環境大臣宛ての要請文書の写し、オスプレイ訓練空域の図面等が参考資料として配布されました。その中で、陳情本文中に、三者連名による防衛大臣及び環境大臣宛ての要請が9月30日との記述は、9月20日が正しいとの説明がありました。審査における意見は、「日米地位協定は憲法より上位にある法制度であることが定説となっており、地位協定を根拠に訓練を実施している以上、中止は難しいと考えるが、住民の安心・安全を守る立場からは本請願に賛成である」「意見書の政府への要請項目のうち、2番目から4番目の項目の飛行訓練の実態を情報公開することや関係自治体、住民への事前説明をすること。不安や懸念を抱かせる訓練を実施しないこと。イヌワシ等の生育環境に配慮した対策などを在日米軍に求めることには賛成であるが、日本を守るにはオスプレイの訓練は必要であり、直ちに中止を求めることには反対である。よって、本請願に採択には反対である」また「沖縄での事故原因が究明されないまま、訓練が再開されることが大きな問題である。日本政府の体質が出ており、本陳情採択には賛成である」「オスプレイは事故率が高いといわれており、アメリカでも反対運動が起きている。この問題の背景には、日米地位協定のあり方と事故の原因究明ないままの訓練再開という2つの問題点がある。日本の防衛を考えることは大事であるが、オスプレイは日本を守るために配備されたのではないと考える。採択に賛成である」「日本の防衛をどうするのか真剣に考えなければならない。その中で、日米地位協定についても考えていかなければならない。採択に賛成である」最後に「国防についてアメリカに依存していることは理解しているが、事故の原因が究明されないのに、訓練がされることはおかしい。採択には賛成である」ほかに意見はなく、採決の結果、採択賛成に5名、反対1名となり、賛成多数で採択すべきものと決しました。なお、別途意見書を発

議しますのでご賛同をよろしくお願いいたします。次に請願第2号、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織処罰法改正案に反対する請願についての審査内容を報告いたします。審査の冒頭、紹介議員である向山光議員から請願の趣旨説明がありました。審査では「処罰の対象は反社会的集団と言っているが、市民集団、団体も対象になり得ると言っており、その判断は当局が行うことになる。疑心暗鬼を生むことになり、戦前の治安維持法と同類の法律案であり、近代市民社会にはなじまない。対象犯罪を277に絞ったというが、従来の法律で処罰できるものである。条約との関係も現在の国内法で対応できると言われており、オリンピック、パラリンピック開催とは関係がない。採択には賛成である」「法律の専門家は、『この法律を作ってもテロ防止には役に立たない、意味がない、現行法でも十分対応できる』と言っている。オリンピック開催にかこつけて出してきたものであり、戦前のような体制にもっていかうとするものである。採択には賛成である」「国会審議における質疑は十分でなく、不明な部分がある。採択には賛成である」最後に「報道機関にとっても重要な法律案だと考えるが、あまり報道されていないことに危惧を感じる。権力に有利となるような法律は慎重でなければならない。採択には賛成である」ほかに意見はなく採決の結果、全会一致にて採択すべきものと決しました。なお、別途意見書を発議しますのでご賛同をお願いします。次に陳情第3号、

「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情についての審査結果を報告いたします。審査では、「米国トランプ政権の核兵器政策に対して追随している日本政府の態度は、核兵器廃絶を願う国民の願いとかけ離れている。陳情趣旨のとおりであり、採択には賛成する」「辰野町議会は昭和33年7月15日に平和都市及び、核非武装宣言、昭和59年12月21日に平和都市宣言をそれぞれ議決しており、核兵器廃絶は町の政策課題でもある。採択には賛成である」ほかに意見はなく採決の結果、全会一致にて採択すべきものと決しました。これも別途意見書を発議しますので、ご賛同を

お願いします。請願 2 件、陳情 1 件の委員会審議結果は以上のとおりであります。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、請願第 1 号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○議 長

はじめに、委員長報告に反対者の発言を許可します。

○小澤（8 番）

請願第 1 号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願に関する委員長報告は採択であります。原案に反対の立場から討論したいと思います。本請願趣旨は、昨年12月13日、沖縄県名護市東沖でM22オスプレイの墜落事故と別のオスプレイが普天間飛行場に胴体着陸する事故が発生したことを踏まえ、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願です。その中止を求める理由として原因究明がなされていないとの指摘がありますが、墜落事故についての原因は空中給油中にホースがミニプロペラにあたって羽が損傷したことで、機体が不安定になったことによる事故と結論されていると、私は思っております。したがって原因究明がなされていないという指摘は誤りではないでしょうか。そして、事故後、多くのオスプレイが現在もそうなんですが飛行を行っている中、それらをもって「欠陥機オスプレイ」と決めつけるのもおかしなことと思います。また、事故率においても現在配置されているMV22の10万時間あたりの事故率が私の資料では1.93件で請願書では2.12件とされていますが、軍用機、例えばアメリカ海兵隊の輸送ヘリ、CH53Dの場合は4.15件、ハリアー戦闘機AV88では6.76件とオスプレイの方が事故率は低いですし、民間機を含めても

チャイナエアラインは7.16件。大韓航空が2.58件など、オスプレイの方が低くなっております。日本国内においての運輸安全委員会が発表している統計資料によっても、ヘリコプターについてのみの事故件数を見ても、今年度2017年3月14日現在で1件、2016年には2件、2015年には3件、古くは2007年には7件、2002年には15件など発生しており、このことから決してオスプレイだけが危険とは言えないと思います。また、昨年9月、先ほど30日が20日ということだったんですけど、長野県が県市長会、県町村会の三団体連盟で防衛大臣、及び環境大臣に出したオスプレイの飛行訓練に関する要請文においても、飛行訓練における実態の情報開示や観光客に不安を抱かせる飛行を行わない等、飛行中止までは求めておりません。先ほどの委員長さんの報告にもありましたけれど、このことは日米地位協定等、日本の安全保障上の問題も含めての判断が働いたものと思われれます。したがって、今提出のオスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願についての採択については、反対いたします。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○向山（3番）

私は、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願の採択に賛成の立場から討論に参加いたします。オスプレイをめぐる問題は、国の安全保障に関わる問題と一体であり、どうしても、憲法の掲げる平和主義とか、第9条の問題を抜きには議論できません。しかし、今日は、そのような憲法をめぐる法律論にはできるだけ踏み込まずに、ある意味、そこところは百歩譲っても、現実の国民の生活・声明、財産をいかに守っていくのか、という視点で発言したいと思います。本論に入る前に、まず防衛力、あるいは軍事力というのはどういうものなのか、という一般論を確認しておきたいと思います。つまり、それは国が国を、つまり、国を構成する3要素、国土、国民、国家としての主権、これらを守るために国際法上認められた実力組織であります。国土、国民、主権を

守るための特殊な組織です。それゆえに戦争においては、敵の兵士を殺すことも国際法上は許されています。しかし、戦争でもないのに人を殺すことは自衛隊、あるいは軍隊といえども許されません。当然のことです。そこで、本論に入ります。オスプレイが長野県上空に飛んで来ました。3月9日から、新潟県と群馬県で行われた陸上自衛隊とアメリカ海兵隊の共同訓練に参加するため、そのことは2月23日に発表されましたが飛行ルートなど詳細は明らかにされませんでした。オスプレイが参加しての訓練は、昨年12月、先ほど反対討論にもありましたが、沖縄において、オスプレイ2機が相次いで墜落・大破した事故以来、我が国においては初めてであり、また、長野県上空を初めて飛行する可能性があることで、その安全性が懸念されていました。プロペラの変えることによって、ヘリコプターと同じ垂直離着陸ができ、また、飛行機並みの速度で長距離飛行ができる、というのが特徴とされています。しかし、このプロペラの変換を調整する、ということと回転翼と固定翼を併せ持っているという、この構造上の特徴のところ、それゆえに十分な安全性が確保されず開発段階から、そして実用化されてからも事故が相次いでいる状況です。防衛省のホームページにも記載されていますが、「事故率が異常に高い、これについて累積の飛行時間が長くなれば低くなる。そして、総飛行時間が今、約4万2,000万時間で10万時間に達していないから、この数字はあまり意味がない。もっと飛行すれば低くなる見込みだ」とこういうふうに書いています。これはまるで、事故率が高いけれど日本で飛行を続ければ低くなると思う。つまり、日本の国民と国土を人体実験にさらしているようなものです。更には、この事故率の算出にはクラスA、被害額が100万ドル以上であったものを、200万ドル、大体2億円以上の事故でないと数に入れないようにまでしています。先ほど事故率の問題が指摘がありましたが、防衛省の数字でもCV22は事故率7.21となっています。そして「整備ミス、操作ミスによるものもある」とまでコメントしていますが、複雑で技術的にも問題があれば事故も増えるわけで、こ

ういう事実に対しては謙虚に向き合うべきと考えます。更に何よりも昨年の沖縄での事故原因についても、2機について明らかにはされておられません。したがって事故以後、安全性が向上しているなどとはとても思えません。請願書でも触れられているとおり、オスプレイの飛行については、昨年9月に県知事、市長会長、町村会長の連名で、防衛大臣と環境大臣へ3項目の要請をしています。実は、それに先立つ24年7月と25年3月に県知事が国へ要請をしています。その内容は2つあります。「安全性の確認とその結果の分かりやすい国民への説明」そして「安全性への懸念が払拭されない限り、国内での飛行訓練を行わない」というものです。その要請にもかかわらず何ら改善されていない、それを踏まえての昨年の申し入れであります。今回の要請事項4項目の内、3項目は全くこれを踏まえたものです。県民の思いを代表したものと言えます。反対する謂われはありません。そして9月の要請と異なるのは1番目の項目ですが、これまで述べてきた安全性が明らかになっていない、という状況を踏まえれば、ほかの3項目の延長上にある沖縄の事故以後に当然の要望として加えられたものと考えます。現在、東北信で連日、そして今日も、オスプレイの飛行が確認されています。国内の飛行訓練ルートは7つ示されています。そのうちの一つブルールートは北アルプスを中心としたものです。いずれ訓練が行われます。そして基地からそのルートへ至る往復のルートは明らかにされていません。伊那谷も含めて、どこを通っても文句を言えない、という状況です。また、高さは500フィート、約150メートル以上の高度という日米合同委員会の合意も守られていないようです。更には、ヘリコプターよりもはるかに重い機体を垂直翼で上がるために、エンジンやその周り、機体の一部が異常に熱くなる、そのため災害救助訓練の現場で火災も何件も起こしていると報告されています。以上のことから、私は安全保障の問題としてではなく、住民の安全を守るという観点から、国民を守るべき自衛隊や軍隊によって国民の生命が危険にさらされないために、この請願が採択されるよう訴え、討論とします。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結いたします。これより請願第1号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、請願第2号、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○小澤(8番)

請願第2号、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願に関する委員長報告は採択であります。原案に反対の立場から討論させていただきたいと思います。この組織犯罪処罰法と言われる法はまだ閣議決定されていない。ゆえに成案となっていない法であります。したがって請願趣旨に言うところの3回廃案となった共謀罪法案の焼き直しであり、課題山積の危険法案と決めつけるのは筋違いと思います。かつて国会に提出し廃案となった共謀罪に対しては、一般の方々が処罰対象となるのではないかといった不安、懸念が示されましたが、現在検討中のテロ等準備罪の法案においては、それらの不安や懸念を解消し、一般の方々が処罰される余地がな

いことを法律の文言上も明確なものとし、1つとして組織的犯罪集団を名文で規定し、主体をこれに限定した上で2つとして、合意に加えて事項準備行為があつて初めて処罰の対象とすることなどが検討されているからです。また一般の市民団体等も処罰の対象になりうるなど、その批判の内容は人々に誤解を与え、不安をあおる印象操作が目立つと言わざるを得ないと思います。我が国においては日本国憲法の下、裁判所が捜査段階においては厳格な令状捜査を行い、また公判段階においては証拠を綿密に評価して事実認定を行い、有罪か否かを判断することにより、捜査機関の恣意的運用を防ぐ制度が有効に機能し捜査は適正に行われているからです。また請願には「国際組織犯罪防止条約はそもそも越境組織犯罪を抑止することを目的としたにもかかわらず、対象犯罪の越境性（国境を越えて実行される性格）も盛り込まれていません」とされていますが、国際組織犯罪防止条約34条には国内法で重大な犯罪の共謀罪を設けるにあたっては、国際的な性質とは関係なく定めることを締約国に義務付け、国際性を要件とすることを禁止しています。したがって、対象犯罪の越境性を要件とすることは条約により認められていないわけですから、請願にいうところの盛り込まれていないのは当然であります。私は国連加盟の96%に当たる187ヶ国が批准済みで3年後に東京五輪、パラリンピックを控えた日本にとって急務と言えるテロなどに対峙する国際組織犯罪防止条約の早期締結を希望するものです。そのことによって犯罪情報のやりとりや、犯罪人の引渡しが他国と円滑に進むメリットがあるからです。そして、外国の方々がテロの心配もせず安心して日本の国に来ていただける環境を整えるべきと考えます。しかるに今議会に提出されたテロ等準備罪、いわゆる共謀罪を申請する犯罪処罰法、組織犯罪処罰法改正案に反対する請願については、まだ閣議決定もされず成案もなされていない段階での想像によるその批判の内容は人々を誤解させ、危険法案と決めつけるのは不安を煽る印象操作が目立つ請願と思います。したがって本請願の採択には反対します。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○岩田（1番）

私は罪刑法定主義を堅持すべき立場より、本請願採択に賛成の討論をいたします。言うまでもなく罪刑法定主義は、市民革命によって獲得された法治国家思想と人権主義思想をバックボーンにしております。どのような行為が犯罪とされ、いかなる刑罰が科せられるかは、犯罪と刑罰の具体的内容が事前の立法によって必ず規定されなければならないという現代刑法上の大原則であります。統治者の刑罰権濫用から、弱者である一般国民の権利・財産を守る思想でもあります。したがって刑法上の罪を新設する場合は、構成要件を極めて厳格に設定する必要があると考えておりますが、今回の「テロ等準備罪」は過去2度から3度にわたる「共謀罪」の、いわば付け焼刃的な修正であり構成要件における問題点は依然として解消されておられません。その結果、金田法務大臣の国会における答弁は全く支離滅裂であり、曖昧模糊、言葉を悪く言えばしどろもどろの説明になっており、いわば説明ではないのが現状でございます。提出予定修正法案の原案を見ますと問題点が4つに絞れると思います。1番目、犯罪の遂行を2人以上で「計画」、すなわち複数人で共謀するという準備行為を処罰できるとしたことは、行為の実質的具体的危険性でなく合意の危険性に着目して処罰することができるわけです。適用対象ついて、単なる「団体」から「組織的犯罪集団」として明確化したように見えますけれども、安倍首相の答弁によれば「正当な活動をする団体も目的が一変すれば組織的犯罪集団となる」という答弁がございます。これでは市民団体・組合なども含めて、範囲が極めて広範になります。「大体、一変したというのを誰が判断するのか？捜査当局か？」さすがに自民党内部からも疑問の声が出ている始末です。その対象範囲は極めて不明瞭で捜査機関の解釈によっていくらかでも拡大する恐れがあります。2番目に問題になるのは「計画」や「準備行為」を立証するために、市民の会

話の盗聴、昨日判決もありましたけどGPSなどによる監視が捜査当局により必要かつ有用な捜査手法として幅広く用いられる点でございます。昨年5月改正の通信傍受法や司法取引制度、これは共犯者等他人の犯罪事実の捜査や訴追に協力することと引き換えに、不起訴や公訴取消等の恩典が付与される捜査協力制度がございますけれども、これとの併用により、いわば密告社会とも言える危険性をも指摘されております。3番目に修正法案では構成要件に客観性が確実に具備されたように見える「計画」「目的」「準備行為」といった条文内の用語は、捜査当局の判断で主観的要件に容易に転嫁できるものでもあります。一般国民個人の内心、内なる心を処罰する危険性や自白偏重・密告奨励の捜査が跋扈（ばっこ）する、主観的構成要件の立証のための捜査によって表現の自由の萎縮や健全な市民生活、運動への侵害などが極めて憂慮される事態となっております。4番目に政府は、OECD加盟の35ヶ国が締結した「国際組織犯罪防止条約」、いわゆるパレルモ条約でございますけれども、これを批准することによって「テロ等準備罪」を創設しなければならない必要性を強調しています。しかし、新たに共謀罪などを新設したのは、わずか4ヶ国に過ぎず、ほとんどの国は既存の国内法で対応しています。パレルモ条約は、私が調査したところによりますと「組織的犯罪に対する有効な措置を国内法で定める」という内容であり共謀罪の新設を求めているわけではないのです。日本においては既に重大犯罪の予備罪やいくつもの特別法、更に判例法としての共同共謀正犯理論が最高裁で確立しており、新設しなくとも条約批准は可能であります。実はこの問題の本質は、単なる国際的なテロ対策ではないと思っております。トランプ米大統領に代表される、強い国家を目指すため当事者側がやみくもに法規制をかけ、社会秩序を保持しようとする反知性主義を基軸とする強権的なナショナルリズムとオバマ前大統領やクリントン前国務長官が標榜してきた、全世界にできるだけ共通なルールを作っていくグローバルなリベラリズム。この対立する2つの世界観の構図から読み取るべきだと考えております。いくら法

律を厳しく細かく定めても人間社会を秩序立てられるものではないと思っております。木を見て森を見ないと真実を見失うこととなります。人類は過去多くの独善的な法律を作って取返しのつかぬ失敗を繰り返しております。近世ではドイツではワイマール憲法48条の緊急事態条項からナチスの全権委任法へのプロセス。我が国においては治安維持法施行下での暗黒の昭和史、いずれも成立当時は自国民を守る法律として喝采を浴びたものでございます。我々は同じ過ちを決して繰り返してはいけません。「History repeats itself」以上、言葉足らずではありますが、本請願の賛成討論といたします。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、請願第2号、「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 8名)

○議長

起立多数でございます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、陳情第3号、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。はじめに、委員長報告に反対者の

発言を許可します。

○成瀬（13番）

私は今回出されております、核なき世界をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。まずはじめに言わせていただきますと、平和を願わない人は誰一人としていません。核なき世界を願わない人は一人もおりません。この陳情の中身を読みますと、一瞬「そのとおり」と思われる方もおられるでしょう。でも、よく考えていただきたいと思います。更に、陳情に書かれております辰野町議会は確かに平和都市宣言を決議しておりますが、今回の陳情とは趣旨が違うのではないかと思います。陳情にあるとおり、国連総会軍縮委員会で核禁止条約の交渉を本年から開始するとの決議が採択されております。しかし、同決議には核拡散防止条約（NPT）で核兵器保有が認められているアメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の5カ国は中国が棄権した以外は反対であります。更に、日本や韓国、北大西洋条約機構加盟国など核攻撃からの抑止力をアメリカに依存している国々の大半も反対しております。これらは大きな構図として、核保有国と非核保有国の対立が、さらに非核保有国の中でも核の傘に依存する国とそうでない国との間でも対立があることが原因であると思われまます。一方、我が国が提案しております核兵器の連盟廃絶に向けた決議は、核保有国も賛成して採択されています。つまり、核保有国でさえ2000年のNPT再検討会議で核廃絶の明確な約束をしたように、核廃絶に反対する国はないのであります。日本政府は実行性のある核廃絶のためには、核保有国を含めた取り組みが不可欠との立場であり、そのためには核拡散防止条約（NPT）の核枠内で軍縮や核実験禁止など、さまざまな課題を着実に解決していく段階的なブロック積み上げ方式の重要性を一貫して主張してきました。今回の決議は核兵器を法的に禁止する条約をNPTの枠外で一気に作ろうとする急進的な試みであり、これでは対立を深めるだけで核保有国と非核保有国の橋渡し

を目指す日本としては反対せざるを得なかったとの政府の説明は、納得できるものであります。またこの決議は本年から核兵器禁止条約の交渉開始を定めておりますが、岸外務大臣は「私としては」との条件付きで交渉に積極的に参加し、核保有国と非核保有国との協力を重視する立場から主張すべきことは主張していきたいとの表明されております。唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界を目指す姿勢は一貫して貫いていくことは当然のことであり、誰でも平和を願っていることは当然のことであります。実行ある核兵器の廃絶に向けて、政府のいっそうの努力に期待をいたしまして、この陳情に対しまして反対をいたします。なお、これは昨年、県議会でも不採択となっております。以上です。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○瀬戸（9番）

私は委員長報告の採択に賛成の立場から討論に参加させていただきます。まずはじめに、核兵器の犠牲になられた方々のことを忘れてはいけないと思います。1954年3月1日、ビキニ環礁でのアメリカによる原水爆実験により被爆した日本人の猟師さんたちがいたこと。そして何とんでも「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ」この訴えは核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち唯一の戦争被爆国である被爆国民の心からの願いだと私は思っています。戦後、日本は唯一の戦争被爆国として核なき世界の実現を掲げ、核軍縮に取り組んできました。昨秋の国連軍縮会議で2017年に核兵器禁止条約交渉のための会議を開催する決議が賛成多数で採択されました。日本はそれに反対をしました。唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を訴えてきた日本がです。世界に誇る平和国家の看板に泥を塗るという表現よりも、私は看板を下ろしたとしか思えない反対声明に世界中が驚き、怒りを感じた多くの人々がいたことは新聞報道などでも周知の事実です。この軍縮会議での決議はその条約の内容について、交渉を開始しようという決議でした。交渉すること

を拒否して核軍縮はあり得ません。昨年5月、オバマアメリカ大統領が広島を訪問した時に安倍首相は「核兵器のない世界を必ず実現する」と世界に向けて宣言しました。国連での反対表明は明らかにこの宣言に矛盾します。今月27日から始まる国連核兵器禁止条約交渉会議を前に辰野町も加盟している162カ国、地域の7,200以上の都市が加盟する平和首長会議が公開所管を發表しました。

「今、もっとも必要とされているのは国々が核兵器を持たないようにするための方策であり、地球上から核兵器を完全に消滅させるという目標に向けて、一方踏み出さなければならない。その一步は核兵器の法的禁止であり、これこそが目標に向けての重要かつ不可欠な転換点になります」と核保有国及び核の下にある国々に対して交渉に参加するよう強く要請しています。安倍首相のあの発言は本気ではなかったのでしょうか。広島、長崎を忘れるな、の広範囲の人々の声、思い、唯一の戦争被爆国が先頭に立ち、核兵器廃絶に向けて声を挙げる。安倍首相の宣言どおり平和外交を推進するべきと考えます。核兵器禁止条約によって核保有国と非保有国の分断を深め、国際情勢が不安定になるという意見もありますが、私は逆だと考えます。核兵器が一部の国に認められている仕組みがあるために、国際情勢が不安定化しているというのが事実なのではないでしょうか。どの国にも平等に核兵器は違法であるというルールを作ること、これこそが安全保障上もプラスに働くはずです。もう1つは核廃絶の決意を表す証として、非核三原則の法制化は世界に向けて大きな発信となると考えます。核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず、の核兵器に関する日本の基本政策です。しかしながらこれは国是と言われ、この国の大部分の政策の方向性を決定付ける国民の支持を得た方針のことであり、憲法とは違い、法律として明文化されるとは限らない、法的拘束力のないものとされています。日本はアメリカ軍との一体化をひたすら求めています。防衛庁を省に昇格させ、海外任務を一般任務としました。ミサイル防衛を日本に張り巡らし、更にアメリカの核兵器の日本配備を公然化させるようなことをすれば、北朝鮮の核放棄さえ危

うくするでしょう。アジアの非核化を実現するためにも非核三原則を法制化が必要だと私は考えます。私は中学生のころ、初めてこの非核三原則を知った時、日本国民で良かった、胸を張って核兵器廃絶を声に出すことができる、と思ったことを思い出しました。口先だけの核軍縮、核廃絶ではなく、核兵器は認めない、非核三原則の法制化で胸を張って平和外交ができると私は考えます。辰野町も平和都市宣言、及び核非武装宣言を行っている自治体です。「世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかるに、今なお世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続いており、これらに用いられる兵器はますます強力化、高度化し、核軍備の拡大が進み、人類が平和のうちに生存する条件を根本から脅かす段階に至っている。わが国は、世界唯一の核被爆国として、また、平和憲法の内容からも核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割を果たすべきである。よって辰野町は戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、ここに『平和都市宣言』をする」これは昭和59年に平和都市宣言をした時の議会の決議文です。「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ」核兵器の配備や使用は安全の保障、抑止力どころか平和への最悪の挑戦に他ならないと私は考えます。今こそ核兵器による被害にまっすぐ向き合い、三度繰り返してはならない被爆者を二度とつくってはいけない。犠牲になられた方々への誓いと核兵器のない未来を子どもたちに残すためにも、核兵器禁止条約への賛成と核廃絶の平和外交の推進、核廃絶の決意を表す証としての非核三原則の法制化を求める陳情の採択に賛成という思いで、私の討論を終わりにいたします。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第3号、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情について

を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立をお願いします。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。日程第12、追加提出議案の審議について。議案第29号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第29号、辰野町道路線の認定について提案理由を申し上げます。旧辰野病院跡地、ガーデンテラス宅地造成に伴い、町道路線の認定を行うものです。路線管理上、2路線に分かれています。造成地内、前延長が287.1メートル。復員が6.0メートルから13.4メートルを町道1681号線と1682号線として認定するものであります。なお、道路の引き取り検査は開発行為の検査と同じく昨年12月27日に完了しております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第29号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第29号、辰野町道路線の認定については、

原案のとおり可決されました。日程第13、議員提出議案の審議について。発議第1号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、「テロ等準備罪」いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、「テロ等準備罪」いわゆる

「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核廃絶の平和外交の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核廃絶の平和外交の推進を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 8名)

○議長

起立多数です。よって発議第3号は、原案のとおり可決されました。日程第14、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査

を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。平成28年度の年度末となり3月1日開会からの会期中、小学校、中学校、高等学校、短期大学の卒業式に参列をさせていただきました。それぞれ就学期間を懸命に過ごし、達成感とともに明日に向かって進む気まがえをひしひしと感じました。人口減少、少子高齢化の社会を担っていく卒業生にエールが届くことを信じています。第3回辰野町議会定例会にご提案いたしました追加を含め29議案、全てを原案どおり可決いただき感謝申し上げます。特に今議会は29年度予算を決める重要な議会であり、更に人口減少が続く現状に立ち向かう、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として取り組む地方創生拠点整備交付金事業としてお認めいただきましたウォーターパーク再生事業に伴う補正予算などをご審議いただきました。また、一般質問では教育、道路、福祉、産業や働き方などなど、町の将来を思い、意見、ご提案をくださった議員各位に感謝を申し上げます。平成29年度も従前にも増して厳しい財政状況下ではありますが、引き続き議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら職員ともども、事業を遂行してまいります。各議員におかれましてはますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、3月定例会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これを持ちまして3月1日に開会しました

平成29年第3回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間の長丁場、大変ご苦労さまでした。さて、この3月末をもって定年退職されます宮原修二会計管理者、赤羽博住民税務課長、守屋英彦保健福祉課長より挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたします。はじめに、宮原修二会計管理者。

○会計管理者（宮原）

貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。退職にあたりまして一言お礼を申し上げます。私は昭和50年辰野町役場に奉職以来、42年間職員として仕事をさせていただきました。特に平成23年より課長職として6年間、議員の皆様方に大変お世話になり、また勉強をさせていただきました。改めまして感謝、御礼を申し上げます。議員の皆様方のご健勝と辰野町議会のますますのご発展を祈念し、お礼の挨拶とさせていただきます。大変、お世話になりました。ありがとうございました。

（一同 拍手）

○住民税務課長（赤羽）

退職にあたりまして、この場をお借りし、一言お礼の言葉を申し上げます。私は昭和56年に奉職して以来36年間勤務させていただきました。平成24年からは課長職として5年間、議会の場を通じ皆様方には大変お世話になりました。この間、たまには厳しい叱咤をいただきましたが、皆様方の温かいご厚情、ご指導をいただき何とか職責を全うできたことと思ひまして、感謝の気持ちでいっぱいでございます。生きるというのは人に何かをもらうこと。生きていくというのはそれを返していくこと。働いていた時は皆様方からいろいろ得ておりました。これからはそれを返していきたいと思ひます。厳しい情勢が続きますが、これからの辰野町議会のますますのご発展と議員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（一同 拍手）

○保健福祉課長（守屋）

退職にあたりまして、この場をお借りして一言お礼を申し上げたいと思います。私が昭和55年4月に辰野町役場に奉職して37年が経ちます。特にこの4年間につきましては、議員の皆様方にはさまざまな場面で大変お世話になり、また最後の2年間はこの席で議員の皆様方からご質問をいただき、答弁させていただきまされたことは、私にとって非常に貴重な体験となりました。そして、皆様方がいかに真摯にこの町のことをお考えいただいているかを知り、感銘を受けております。今後も皆様方がご健勝で更なるご活躍と辰野町議会の更なるご発展をご祈念申し上げましてお礼の言葉とさせていただきたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

（一同 拍手）

○議 長

ただ今ご挨拶いただきました3名の課長さんに対しまして、議会を代表いたしまして感謝とお礼のことばを申し上げます。

定年退職されます3名の課長さんにおかれましては、長年に亘りまして辰野町の発展に尽くされ、特に課長職として在職中にありましては、議会や町民の皆様のご要望に誠実に応えていただき、住民福祉増進のため、懸命にご努力をいただきました。ご退職にあたり、今までのご労苦に改めて敬意と感謝の意を表すものであります。皆様におかれましては、ご定年のピリオドを打った後も、職員として役場にお勤めをいただけるようでありますので、これまでに蓄積された豊富な知識と経験を、新たな職場においても更に生かしていただくとともに、後輩職員皆さんへの指導・育成もお願いできればと思うものであります。終わりに、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、ご退職者皆様へのお礼の言葉といたします。3名の課長さんに、感謝とねぎらいの拍手をお願いします。

（一同 拍手）

10. 閉会の時期

3月16日 午後 4時 30分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 菅沼由紀の記録した
ものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番